九、株式会社ジーエスフードに対する件

昭和五〇年（排）第一四号

排除命令

大阪府東大阪市鴻池徳庵町七番四九号
株式会社ジーエスフード
右代表者　代表取締役　中村雅彦

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社ジーエスフードは、その販売する「新味淋」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖及び水あめにアルコール、アミノ酸、有機酸、香料等を加えて短期間に製造された調味料であつて、みりんではなく、また、「調味効果は一・五倍」、「質……二割お徳です」、「特級」の表示は何ら根拠のないものである旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新味淋」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社ジーエスフード（以下「ジーエスフード」という。）は、肩書地に本店を置き、清涼飲料及び調味料の製造販売業を営む事業者である。

二　ジーエスフードは、昭和四六年一月から、自社工場において製造した三六〇ミリリットル及び五五〇ミリリットル入りびん詰の調味料を「百万両」の商標で、「新味淋」と称して、一般消費者を対象とし、全国の地域に販売している。

三　ジーエスフードは、三六〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一の㈠）の中央部に大きく「新味淋」と記載したうえ、「質……二割お徳です」と表示し、また、肩張りラベル（別添写一の㈡）に「特級」と記載し、「新みりん」の表示を「みりん」を大きく「新」を小さな文字でもつて記載している。

また、五五〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写二）の中央部に大きく「新味淋」と記載したうえ、「特級」と表示し、更に、「本味淋と同じ調味成分」、「調味効果は一・五倍」と記載している。

以上の表示により、同社は、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖及び水あめを主原料とし、これにアルコール、アミノ酸、有機酸、香料等を加えて攪拌混合し、短期間に製造された調味料であつて、みりんではない。

また、「調味効果は一・五倍」、「質……二割お徳です」、「特級」の表示は何ら根拠のないものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、ジーエスフードは、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めら

れ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

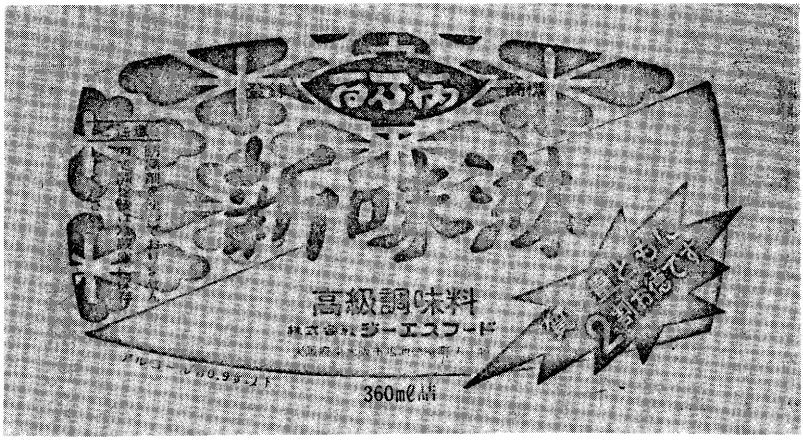
委員　橋本徳男

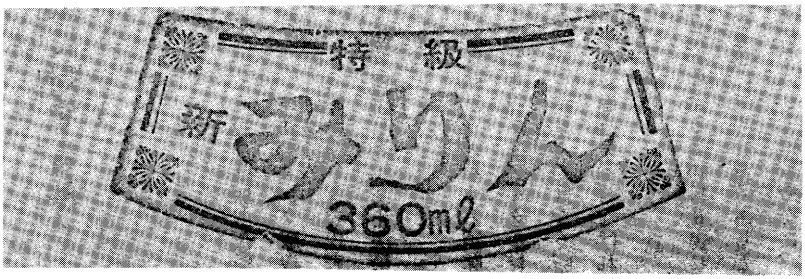
委員　呉文二

委員　瀧川正久

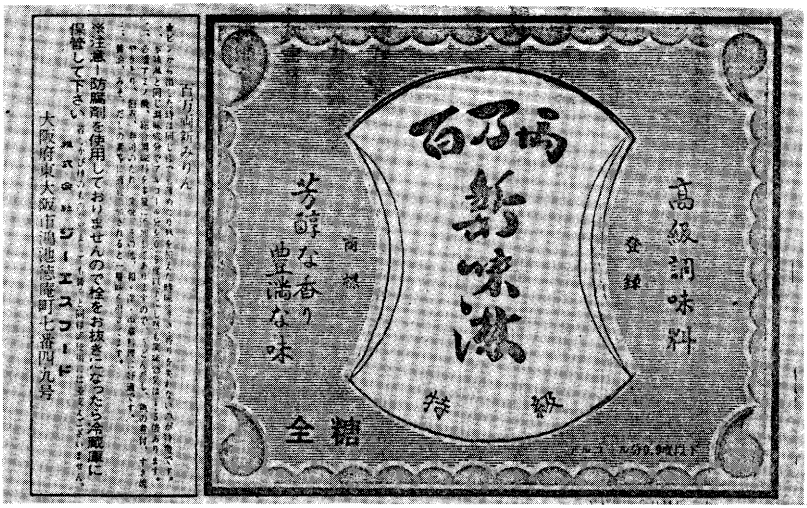
委員　青山春樹

別添写一


高級調味料
360mℓ詰


特級
360mℓ

別添写二


高級調味料
特級
全糖
芳醇な香り
豊満な味
防腐剤を使用しておりませんので栓をお抜きになったら冷蔵庫に保管して下さい
大阪府東大阪市鴻池徳庵町七番四九号